

# 個別避難計画について（概要）

## 1 概要

- ・個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。
- ・これまでは避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当）で作成を促してきたが、今年5月に改正された災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促すこととなった。

<市町村の作成状況>

（令和2年10月1日現在）

	全部作成済	一部作成済	未作成	計
岡山県（市町村数）	2	15	10	27
岡山県（%）	7.4%	55.6%	37.0%	100%
全国（%）	9.7%	56.9%	33.4%	100%

市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査（消防庁）

## 2 対象者

- ・高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者。

## 3 計画作成

- ・市町村が作成に努めるものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成。

○災害対策基本法

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

略

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い者から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画を作成する経費については普通交付税で措置

## 4 記載内容

- ・氏名、住所等のほか、次のような情報を記載する。
  - ①避難支援等を実施する者
  - ②避難先
  - ③避難時に配慮しなくてはならない事項（例：立つことや歩行ができない、音が聞こえない（聞き取りにくい）、物が見えない（見えにくい）、言葉や文字の理解が難しい、顔見ても知人や家族とわからない、医療機器等の装着をしている）
  - ④自宅で想定されるハザードの状況、常備薬の有無
  - ⑤避難支援時の留意事項（例：避難所までの時間、避難経路、危険箇所等）

## 5 情報提供

- ・適切な避難支援等が行えるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供。
- ・平時は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

## 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

### 1 対象者 参考資料 国資料（取組指針）149 ページ

#### (1) 作成の優先度の高い対象者

- ・ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ、
- ・介護を要する方など、

まずは、現時点で市町村が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者（※1）について、おおむね5年程度で作成（※2）

※1 優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級、2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者など、市町村が優先度の高いと判断する者

※2 作成には福祉専門職の参画も想定。作成経費については、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人当たり7千円程度を要すると想定

#### (2) 本人・地域での記入の個別避難計画も並行して取り組む

優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体で計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、以下の取組を並行して進めることが適当である。

- ①市町村が優先的に支援する計画づくり
- ②本人やその家族、地域で防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくり

### 2 取り組んでいただきたい事項

#### (1) 個別避難計画の作成

##### ①防災担当や福祉担当等の関係部署の共同体制で実施

- ☑ 庁内の防災担当部局や福祉担当部局など関係部局や庁外の福祉関係者との連携を促進し、実効的な支援体制を構築すること。

##### ②市町村が主体となり、福祉専門職をはじめさまざまな関係者と連携して作成

- ☑ 計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係部署やその部署等を構成する横断的組織ほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会等の地域の医療・看護・介護・福祉等に関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等がある。

##### ③優先度の高い者について、おおむね5年程度で作成

##### ④上記③と並行して、本人、地域が記入する計画の作成

## ⑤地域特性を踏まえた作成の取組

- ☑ 津波や土砂災害など、地域において想定される災害の種類や状況に応じて、避難支援等を実施する上で注意すべき事項を踏まえ作成する。
- ☑ これまで地域で避難誘導等を行っており、(個別避難計画として) 必要な要件を満たしている場合は、改正災害対策基本法に基づく個別避難計画としても取り扱うことが考えられる。

## (2) 取り組むに当たって

### ①早期の作成や更新の実務に着手

- ☑ 条例や地域防災計画等の手続が完了していない場合でも、取組内容が実質的に定まったときは、実施できるところから取組を開始する。
- ☑ 自治体内における必要な予算確保について、適切な時期に速やかに対応する。

### ②地域防災計画の変更 **参考資料 国資料(取組指針) 20 ページ以降**

- ☑ 個別避難計画の作成・活用方針等を検討し、地域防災計画について、速やかに必要な変更を行うこと。

#### ★避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定版)

##### ○避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

- ・全体の流れ(20ページ～)
- ・整理内容(26ページ～)
- ・避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項(29ページ～)
- ・留意事項(31ページ～)

##### ○個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

- ・全体の流れ(23ページ～)
- ・整理内容(63ページ～)
- ・個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項(64ページ～)
- ・留意事項(66ページ～)

### ③個人情報の取扱いやマイナンバーの活用方針について整理

- ☑ 平時から個別避難計画の情報を外部に提供できる旨を市町村が条例により特別な定めを行っている場合、平時からの提供に際し、本人及び避難行動支援等実施者の同意を要しないため、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。
- ☑ 番号利用法が改正され、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務に当たり、マイナンバーに紐づく情報を活用できるようになり、自治体職員の業務の負担軽減や現状に即した避難支援等が可能となる。このため、マイナンバーを活用する方針について、番号利用法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例の整備等も含めて整理し、速やかに必要な改正を行うこと。

## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（改定ポイント）

### ◆改定の経緯

令和2年12月24日

令和元年台風19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）

### ◆課題・背景

近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

こうしたことを受けて、災害時の避難支援等をさらに実効性あるものとするためには、個別避難計画の作成が重要であること。

### ◆災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係性を整理の上、規定を新設。

### ◆主な改正内容（記載の追加）

#### ○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

#### ○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用し、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や現状に即した避難支援等につなげる
  - ✓ 平時から個別避難計画の情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別な定めを行っている場合、平時からの提供に際し、本人及び避難行動支援等の実施者の同意を要しない。
  - ✓ 番号利用法が改正され、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務に当たり、マイナンバーに紐づく情報を活用できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や現状に即した避難支援等が可能になる。

#### ○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等を把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに自主防災組織や自治会等の団体も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難支援を行う者の負担感の軽減（複数人での役割分担、避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画の情報を避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないよう留意

# 個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

## 1 国の状況

### <財政措置>

○優先度を踏まえた市町村における個別避難計画の作成経費について、令和3年度より新たに地方交付税措置（※1）

※1 作成には福祉専門職の参画を想定。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など、一人当たり7千円程度要すると想定

### <支援策>

○作成手順等を明示した具体的な取組指針の提示（令和3年5月内閣府改定）

- ・避難行動要支援者の避難行動支援の取組指針
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン

○優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府事業）

○活用の可能性のある既存の補助制度 **参考資料 国資料（活用の可能性のある制度）**

名 称	所管省庁	内 容
防災・安全交付金	国土交通省	別紙で示されるような考え方に合致する場合は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある（国等に要相談）。
農山漁村地域整備交付金	農林水産省	施設整備（基幹事業）と一体となり、施設整備の効果を一層高めるために必要な取組を「効果促進事業」として交付金の対象としており、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある（国等に要相談）。

## 2 県の状況

### <支援策>

○県及び県内全市町村で構成する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」において、市町村が作成する個別避難計画等の作成の取組を支援

○個別避難計画等の作成力の向上を図ることを目的とする「岡山県防災・福祉対応力向上研修」の実施

○既存の補助制度

名 称	補助対象者	内 容
岡山県防災まちづくり総合支援事業費補助金	市町村	個別避難計画作成支援事業 自主防災組織等が行う災害時に避難支援の必要な高齢者等の要支援者ごとの個別避難計画の作成経費を支援